

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

【令和6年度】競争契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争・指名競争の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
蛍光X線分析装置(エネルギー分散型)修繕	支出負担行為担当官 愛媛県警察会計担当官 山浦 親一 愛媛県警察本部 松山市南堀端町2番地2	令和7年1月17日	はじめ科学株式会社 愛媛県松山市問屋町3-7	5500001003310	一般競争入札	—	1,316,700円	—				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

【令和7年度】競争契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争・指名競争の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
フラグメントアナライザ用消耗品購入	支出負担行為担当官 愛媛県警察会計担当官 山浦 親一 愛媛県警察本部 松山市南堀端町2番地2	令和7年4月1日	株式会社愛媛洋行 愛媛県松山市平井町甲1243-3	9500001000857	一般競争入札	—	@13,860円外	—				単価契約 予定調達総額 4,549,941円
レンタカー賃貸借	支出負担行為担当官 愛媛県警察会計担当官 山浦 親一 愛媛県警察本部 松山市南堀端町2番地2	令和7年4月1日	株式会社トヨタレンタリース西四国 愛媛県松山市南吉田町2750-12	1500001002943	一般競争入札	—	@6,050円外	—				単価契約 予定調達総額 1,294,700円
愛媛県警察機動隊庁舎の電気供給	支出負担行為担当官 愛媛県警察会計担当官 山浦 親一 愛媛県警察本部 松山市南堀端町2番地2	令和7年4月1日	中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市中区東新町1	2180001135973	一般競争入札	—	-	—				単価契約 予定調達総額 6,439,641円
愛媛県警察学校庁舎の電気供給	支出負担行為担当官 愛媛県警察会計担当官 山浦 親一 愛媛県警察本部 松山市南堀端町2番地2	令和7年4月1日	中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市中区東新町1	2180001135973	一般競争入札	—	-	—				単価契約 予定調達総額 8,409,755円

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

【令和7年度】随意契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約をすることとした会計法 令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
司法解剖に伴う検査料及び感染症等危険防止 消耗品	支出負担行為担当官 愛媛県警察会計担当官 山浦 親一 愛媛県警察本部 松山市南堀端町2番地2	令和7年4月1日	国立大学法人愛媛大学 愛媛県松山市道後樋又10-13	9500005001934	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	—	@8,900円外	—	—				単価契約 調達予定総額20,963,590円

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。